

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花田勝重

東海市規則第5号

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の給与の支給等に関する規則（昭和44年東海市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「通勤21回分（」の次に「在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「職員等」を「職員その他の職員」に、「平均1箇月」を「1箇月」に、「通勤所要回数分」を「平均通勤所要回数分」に改める。

第14条中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、「平均1箇月当たり通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の市長が規則で定める割合は、100分の50」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第15条第2項第2号の市長が規則で定める割合は、100分の50とする。

第19条の10の次に次の見出し及び4条を加える。

（在宅勤務等手当の支給）

第19条の11 条例第15条の3第1項の市長が規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

2 条例第15条の3第1項の市長が規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第17条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

3 条例第15条の3第1項の市長が規則で定める期間は、3箇月とする。

第19条の12 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第15条の3第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

第19条の13 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第19条の14 職員が新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する市長が規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合には、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第26条第7項第1号中「100分の210」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第5号様式（表）中

「

<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して交通機関等を利用する区間がある交替制勤務に従事する職員	平均1箇月当たりの通勤所要回数
---------------------------------------------------------------	-----------------

を

」

「

<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して交通機関等を利用する区間がある在宅勤務等手当を支給される職員又は交替制勤務に従事する	1箇月当たりの平均通勤所要回数
------------------------------------------------------------------------------	-----------------

に改める。

職員	
----	--

」

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の東海市職員の給与の支給等に関する規則の規定により作成されている通勤届兼通勤手当認定簿は、改正後の東海市職員の給与の支給等に関する規則の規定により作成されたものとみなす。